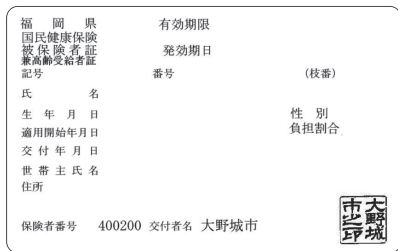


国民健康保険制度

新しい被保険者証（保険証）を送ります

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)からは、新しい保険証（薄緑色）を使用してください。



保険証（イメージ図）

保険証は、7月中旬から下旬までに簡易書留郵便で送ります。

配達時に不在の場合は「ご不在連絡票」が投函されます。そのときの受取方法は「ご不在連絡票」を確認の上、郵便局に問い合わせてください。

※国民健康保険税を滞納している世帯には、保険証ではなく資格証明書などを送る場合があります。
※保険証は、不正取得などを防止す

るため、住民登録地以外の場所には配達されません。郵便局に郵便物の転送依頼などをしてい

る場合も配達されませんので、注意してください。
※現在、住民登録地以外の場所に居住している人は、すぐに転居（転出）の手続きをしてください。

職場の健康保険などに加入したら

国民健康保険以外の健康保険に加入した人は、その保険証（カードの場合は全員分）と国民健康保険の保険証を添えて国民健康保険脱退の手続きをしてください。

職場の健康保険の資格取得日以降（職場の入社日など）や大野城市からの転出日以降（さかのぼって国民健康保険を脱退した場合も含む）に、大野城市の保険証で受診した場合、市に医療給付分（医療費の7割〜8割）を返還する必要があります。

職場や転出先などから新しい保険証が届く前に病院を受診するときは、医療機関などに相談するか、いったん全額支払った後に、新しい健康保険に医療給付分の請求をしてください。

●問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1846

国民年金保険料の免除・猶予申請

●対象者 経済的理由などで保険料を納めることができない人

●免除・猶予の種類 ◇全額免除

◇4分の3免除◇半額免除◇4分の1免除◇納付猶予

●免除・猶予期間 7月〜翌年6月

●申請開始日 7月1日(金)

●必要なもの 年金手帳（マイナンバーカード・基礎年金番号通知書でも可）

※離職日が令和2年12月31日以降の場合は、離職票・雇用保険受給資格者証などの公的証明書

●注意事項

◇学生は「学生納付特例制度」があるため、この免除・猶予の制度は利用できません。

◇4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、残りの保険料を2年以内に納付しないと未納期間となり、年金受給資格期間や年金額に算入されません。

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合は、簡易な所得見込額の申立書により、令和2年2月以降の国民年金保険料の免除・猶予申請手続きを行うことができます。

●申請と問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1848

免除・猶予(納める額)	免除期間の受取年金額	所得審査	
		審査対象	所得基準
全額免除	全額納付した場合の2分の1	◇本人 ◇配偶者 ◇世帯主	(控除対象配偶者および扶養親族の人数+1)×35万円+32万円
4分の3免除(4150円)	全額納付した場合の8分の5		88万円+各種控除額(扶養親族等控除額など)
半額免除(8300円)	全額納付した場合の4分の3		128万円+各種控除額(扶養親族等控除額など)
4分の1免除(12440円)	全額納付した場合の8分の7		168万円+各種控除額(扶養親族等控除額など)
納付猶予※40歳代まで	追納しないと年金額に反映されません	◇本人 ◇配偶者	全額免除と同じ

